

新富町配食サービス登録事業者募集要領

1 募集の趣旨

本町では、町内に居住する概ね 65 歳以上の単身世帯の高齢者等であって、加齢、心身の疾病等の事由により、自ら食料品の調達若しくは調理又は栄養管理等を行うことが困難な高齢者に対し、栄養バランスがとれた食事の提供をするとともに、利用者の安否確認を行うことを目的とする事業を実施しています。

2 事業内容等

(1) 事業名

新富町配食サービス利用助成事業

(2) 事業の範囲

新富町全域

(3) 事業の内容

配食事業者が安否確認を兼ねた配食サービスを提供する。

ア 利用者宅を訪問して、栄養バランスのとれた昼食又は夕食を配達する。

イ 利用者に原則食事を手渡しするとともに利用者の安否確認を行い、健康状態等に異常があった場合は、緊急連絡先や関係機関に連絡する。

(4) 配食実施

昼食又は夕食（月曜日から金曜日の週 5 回、祝日を含む）

(5) 提供する食事の内容

管理栄養士又は栄養士が献立を作成した栄養面、衛生面及び安全面に十分に配慮された高齢者等向けの弁当とする。

(6) その他要件

ア 「新富町配食サービス登録事業者に関する基準」及び「新富町配食サービス利用助成事業業務仕様書」の内容を遵守できること。

イ 事業者は、新富町暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 20 日条例第 10 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団もしくは同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 登録日

令和 8 年 4 月 1 日（水）

4 登録期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 31 日（水）（1 年間）

5 応募期間

令和 8 年 3 月 5 日（木）から令和 8 年 3 月 19 日（木）
（閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

6 応募方法

提出書類一式を新富町役場まで持参又は郵送ください。ただし、郵送による応募は、令和 8 年 3 月 19 日（木）までの消印があるものに限り有効とします。

7 提出書類

- ・ 配食サービス事業者登録申請書
- ・ 配食サービス事業者概要調書
- ・ 商業登記簿謄本（法人）の写し
- ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する営業の許可を受けたことを証する書類の写し
- ・ 営業施設の食品衛生責任者の資格を証する書類の写し
- ・ 事業所のある住所地の市町村税等及び都道府県税に係る納税（完納）証明書の写し（提出日前 3 か月以内に発行されたもの）
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書の写し（提出日前 3 か月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書
- ・ 営業所一覧
- ・ 役員一覧
- ・ 管理栄養士もしくは栄養士等の免許証の写し
- ・ 損害賠償保険証の写し
- ・ その他必要と認める書類

8 審査方法

提出された書類に基づき審査し、必要に応じてヒアリング等を行います。審査の結果については、令和 8 年 3 月 27 日（金）までに書面により通知します。

9 その他

- （1） 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、事業者負担とします。
- （2） 提出書類等に虚偽の記載をした場合、無効又は取消とします。
- （3） 提出書類等は、返却できませんのでご注意ください。

10 提出先及び問い合わせ先

〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

新富町役場 あんしん長寿課 高齢者福祉係

電話：0983-33-6056 / e-mail：kourei_g@town.shintomi.lg.jp